

令和 6 年 2 月 2 0 日 招 集

令和 6 年 第 1 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

報 告

報告 番号	件 名	備 考
1	専決処分の承認を求めるについて (和解するについて)	
2	専決処分の承認を求めるについて (令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算)	予算書は別冊

報告第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 20 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

和解するについて

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第 1 号

和解するについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 23 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

公用車に係るエンジン認証試験の不正行為に関し、次のとおり和解する。

- 1 和解の相手方 所在地 東京都日野市日野台三丁目 1 番地 1
名 称 日野自動車株式会社
代表取締役 小 木 曾 聡

2 和解の内容

相手方製造の本市公用車 7 台に係るエンジン認証試験の不正行為に関し、相手方の日野自動車株式会社が本市に対し燃費補償として合計 1,370,450 円を支払うことによって示談するものとし、今後、本件不正行為に関し、本市と相手方の間に一切の債権関係が存在しないことを確認する。

専 決 処 分 す る 理 由

本市公用車に係るエンジン認証試験の不正行為に関し、相手方が燃費補償の支払を申し出たことに伴い、早急に和解する必要が生じたが、これについては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2～4 略

参 考

・ 事件の概要

相手方は、平成 17 年 8 月から製造している車両の大型エンジンについて、性能を偽る不正行為を行い、燃費性能が基準を満たしているという技術的根拠がないにもかかわらず、満たしているとの評価を得て不正に型式指定を取得した。

これに対し、技術検証を行ったところ、実際の燃費性能が諸元値に満たないことが判明した。

また、令和元年 8 月から製造している車両の小型エンジンについて、燃費に有利な条件で試験を実施し、複数回の測定結果から最も良い値を採用する不正行為を行った。

当該不正行為により、平成 21 年度、22 年度、24 年度、25 年度及び令和 2 年度に本市が購入した当該車両 6 台並びに平成 22 年度に総務省から無償貸与を受けて使用している 1 台に関し、燃費性能の乖離による経済損失が本市に発生するものである。

報告第 2 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 0 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（専決処分）

第179条・・・略・・・普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき・・・略・・・は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。・・・略・・・

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略